

1-3 ラムサール条約

ラムサール条約は、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地およびそこに生息・生育する動植物の保全を促進することを目的として、世界169か国(2017年3月現在)が加盟しています。日本は1980(昭和55)年に条約を締結し、琵琶湖は1993(平成5)年に日本で9番目のラムサール条約湿地として登録されました。

1. ラムサール条約と湿地の保全

ラムサール条約は、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地およびそこに生息・生育する動植物の保全を促進することを目的としています。また、湿地をさまざまな価値を持った資源として位置づけ、この資源を将来にわたり持続するための努力を求めています。

2017(平成29)年3月現在、締約国は169か国であり、国際的に重要として登録されている湿地(以下、「条約湿地」という。)は2260箇所、その面積の合計は約2億1527万km²まで拡大しています。(環境省ホームページ)

2. 日本のラムサール条約湿地

日本は1980(昭和55)年に加盟し、同年に釧路湿原が日本で初めて条約湿地として登録されました。その後、国内の条約湿地の数は増加し、現在は50箇所となっています。

日本では水鳥の生息地として重要な湿地に加え、湿原(雨竜沼湿原、サロベツ原野など)、藻場(野村湾、風蓮湖)、さんご礁(慶良間諸島海域、串本沿岸海域)などの様々なタイプの湿地が登録されています。



図1-3-1 日本の条約湿地(環境省作成)

3. 琵琶湖とラムサール条約

琵琶湖には60種を超える固有種をはじめ、1万種を超えるといわれる多種多様な生物が生息・生育しています。また、ヒシクイやコハクチョウ、カモ類など10万羽以上の水鳥が毎年飛来しており、全国的に有数の越冬地となっています。

1950(昭和25)年に日本で初めて国定公園に指定された琵琶湖は、様々な開発行為が規制されています。さらに、1971(昭和46)年に全域が鳥獣保護区に指定され、水鳥をはじめとする鳥獣の捕獲が禁止されました。

これらにより、1993(平成5)年6月、北海道釧路市で開催された「ラムサール条約第5回締約国会議」において、琵琶湖は湿地登録認定証の交付を受け、日本で9番目のラムサール条約湿地となりました。

4. 賢明な利用(ワイズユース)

湿地は私たちの生活や社会活動と深い関わりを持っています。そのため、ラムサール条約では、湿地生態系の機能や、湿地から得られる恵みを維持しながら、私たちの暮らしと心がより豊かになるように活用すること「ワイズユース」を進めることを謳っています。

琵琶湖では、「ワイズユース」の一つの形として、伝統漁法である「えり漁」などの漁業が営まれ、観光やヨット、水泳、釣りなどのレジャーが楽しまれています。また、「ラムサールびわっこ大使事業」等の琵琶湖の自然を学ぶ体験活動や環境学習が市民活動や行政の取組の中で盛んに行われています。



写真1-3-1 ラムサールびわっこ大使による活動発表



写真1-3-2 びわこ一斉水鳥観察会

自然環境保全課

【ラムサールびわっこ大使事業】2008年度に「西之湖」がラムサール条約湿地へ拡大登録された際に合わせて始まった事業。県内の小学生から大使を募集し、環境についての県内の事前学習や国際的な交流等を通じて、環境保全活動の核となる次世代のリーダーを育成することを目的とする。